

平成31年度 事業計画

(基本方針)

社会経済の急激な変化と共に、社会福祉を取り巻く環境は、「自助・共助・公助」の変容等により、生活課題も多様化しています。

そのような情勢の中、氷見市社会福祉協議会では、氷見市と協働で「第3次氷見市地域福祉計画」(平成24～33年度)を策定しました。その際に、特に氷見市社協として、具体的な取り組みを実施する部分を明確にした「氷見市社協地域福祉推進計画」(平成29年度～33年度)を策定し、関係機関や地域との連携により地域福祉の推進に積極的に取り組んでいます。

本会は、地域福祉推進の中核的組織として、「誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり」を推進することを使命に、「共助」に対する取り組みとして、住民主体の地域福祉活動の支援強化、「公助」に対する取り組みとして、公的福祉サービス提供者としての質の向上、総合相談機能の充実強化、「自助・共助・公助」に対する取り組みとして、地域住民と関係機関、行政を結ぶネットワークの強化を図るために、次の事業を展開していきます。

(重点施策)

「第3次氷見市地域福祉計画」及び「氷見市社協地域福祉推進計画」に掲げている目標に基づき、以下の取り組みを重点的に展開していきます。

1. 持続可能な組織基盤の強化

→自主財源の安定的な確保を目指すために、介護保険事業及び障害児・者に対する在宅福祉サービスの強化・安定を図ります。

2. 安心生活を支える体制づくり(生活づくり)

→包括的な総合相談・支援体制を構築するために、総合相談支援システムの中核を担う機能の検討を行政や関係機関と共に検討します。

3. 地域福祉を支える担い手づくり(人づくり)

→生涯を通じた福祉教育の推進の一環として、小・中・高校生へのボランティア活動体験、福祉職場体験プログラムの提供を行うと共に、安心生活を支える地域活動支援として、「ケアネット活動の強化」、「いのちのバトンの普及」に努めます。また、将来を担う福祉専門職の確保に対する取り組みの検討と福祉専門職の育成の実現に向けた研修体系について検討します。

4. 人にやさしい絆づくり(絆づくり)

→総合相談支援システム構築のために、地域住民と関係機関、行政の情報共有の場としての各種研修会や事例検討会を実施します。また、災害に強い絆づくりとして、地域、関係機関、行政の平常時及び災害時のネットワークの構築について検討します。

平成31年度氷見市社会福祉協議会事業計画

★…平成31年度新規事業

| 担当 | 分野 | 事業名 | 事業概要 | 財源 | | |
|------------------------------|--|---|--|--|----|----|
| | | | | 自主 | 受託 | 補助 |
| 総務・企画課 | 法人運営 | 市社協役員会・委員会の開催 | 理事会、監査会、評議員会等を開催し、市社協の運営について協議する。その他、専門部会及び各種委員会を設け、より専門分野について協議する。 | ○ | | |
| | | 市社協役員研修会の開催 | 市社会福祉協議会の使命と役割について、役員間の情報共有を目的に研修を開催する。 | ○ | | |
| | | 市社協会長表彰・かがやき賞授与、感謝状贈呈式典 | 地域福祉活動・ボランティア活動実践で顕著な功績があった団体・個人を表彰するとともに、先駆的且つ模範（モデル）的な活動実践を行った団体・個人にかがやき賞を授与する。併せて寄附における感謝状を贈呈する。 | ○ | | |
| | 地域福祉研修センター | 地域福祉研修センター氷見の運営 | 氷見の地域福祉実践の検証と地域住民、専門職の取り組みについて検討することをねらいに、県内・県外の福祉専門職を対象とする研修企画、福祉系大学の専門職養成の実習と医療、教育関係者の実習の受け入れ及び視察の受け入れを行う。 | ○ | | ○ |
| | | 介護サービス従事者研修の開催 | 市内の介護サービスに携わる職員の資質向上を目的に各種研修会を開催する。 | ○ | | ○ |
| | | 介護講座の開催 | 高齢者、障害者介護を地域社会全体で支え合えられるよう、地域住民に介護に関心を持ってもらう機会を提供し、介護知識や技術の習得を目的に開催する。 | ○ | | ○ |
| | | 都城市社協人事交流職員育成事業 | 職員の育成並びに新たな地域福祉実践プログラムの開発、研究に取り組むため、都城市との人事交流を行う。 | ○ | | |
| | | 市社協職員研修の開催 | 社協職員の資質向上を目的に各種研修会を開催する。 | ○ | | |
| | | 福祉専門職養成実習の受け入れ | 県内外の福祉専門職養成学校における社会福祉士、介護福祉士、介護職員初任者研修等の実習を受け入れる。 | ○ | | |
| | 地域福祉・ボランティア推進課 | 福祉サービス利用支援 | 日常生活自立支援事業 | 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な人が、安心して日常生活を送ることができるよう利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。 | | ○ |
| 成年後見制度利用の支援 | | | 判断能力が不十分な人（認知症、知的障害、精神障害のある方）を対象に、財産管理や法律行為（契約や財産分割）を行うための成年後見制度利用を支援すると共に、社協内体制を整備する。 | | ○ | |
| 生活福祉資金貸付事業 | | | 失業者世帯、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象に資金の貸付と必要な相談援助を行う。 | | ○ | |
| その他 | | いきいき元気館の運営・管理（指定管理者制度） | 子どもから高齢者まで、幅広い世代の市民が健康やいきがいのために交流する場の運営・管理を行う。 | | ○ | |
| 地域福祉活動の推進 | | 地域福祉総合相談→ほっとねっと社協 | 市民のあらゆる悩みごとの相談に応じ、必要に応じ関係機関と連携し、市民の生活課題の解決に向けての支援を行う。 | | ○ | |
| | | 地区社会福祉協議会連絡会議の開催 | 市内21地区社協の取り組みの紹介や各地区で抱えている課題やニーズなどの情報交換を行う。（年4回） | | ○ | |
| | | 地区社協トップセミナー | 地区社協の役員を対象に、地区社協の役割理解の共通認識を深めることと、今後の地区社協のあり方などを検討する研修を実施する。 | | ○ | ○ |
| | | ふれあいコミュニティアネット21事業 | 21地区社協を単位として、シブ-談話室等の集合型地域福祉活動と地域住民による個別支援活動（ケアネット活動）を通じて、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指す。 | | ○ | ○ |
| | | 地域ボランティア活動の支援 | 職員のエリア担当制を生かし、地区社協や小地域で行われるボランティア活動などの地域福祉活動が活発化するよう支援する。 | | ○ | ○ |
| | | 生活支援サービス車両提供事業 | 買い物支援や移動支援を実施する地区社協へ車両の貸し出しを行うと共に、老人休養ホーム寿養荘の利用者、特に送迎利用者も同様の支援が必要と考えられることから、寿養荘利用者を対象としたショッピングセンター等への送迎を行う。 | | ○ | ○ |
| | 災害時要援護者支援体制支援の整備 災害時要援護者支援事業 | 各地区社協単位で、災害時（避難活動時）に何らかのサポートを必要とする人を「いのちのバトン設置普及活動」を通じ把握を進める。また、名簿の作成・更新は、災害時要援護者情報把握・共有システムを活用し行う。 | | ○ | ○ | |
| 福祉・防災マップ等作成事業（原子力防災マップ等作成事業） | 日頃の隣近所の支え合いの強化の一環として、住宅地図を活用し、福祉（1人暮らし高齢者や障害者等の情報）と防災（避難所や災害時の危険箇所等の情報）の情報を集約するマップの作成（1年目）と福祉情報から災害時避難支援が必要な人の優先順位と支援方法、支援協力者リストの作成（2年目）を行う。 | | ○ | | | |
| 地域ボランティアコーディネーターの設置推進事業 | 地域内のボランティアニーズの把握、ボランティア活動者のアドバイザーとして、地域ボランティアコーディネーターの設置を推進するための環境整備を行う。 | | ○ | ○ | | |
| 氷見市安心生活創造事業 | 71地区を指定し、地域住民が抱える課題を把握し、地域で取り組める生活支援サービスの開発を検討すると共に、個人を支える福祉人材（専門職）の確保・育成の取り組みの検討、災害に強い福祉環境の整備及び個人情報取り扱いを検討し、氷見市における安心生活を創造する。 | | ○ | | | |

| 担当 | 分野 | 事業名 | 事業概要 | 財源 | | |
|--|---|--------------------------|---|----|----|----|
| | | | | 自主 | 受託 | 補助 |
| 地域福祉・ボランティア推進課 | ボランティア・市民活動の促進 | ボランティア総合センターの運営 | 地域福祉活動、ボランティア・市民活動の普及・促進を目的に、ボランティア活動者支援、ボランティアコーディネート、ネットワークの構築、ボランティア情報発信、活動プログラムの開拓、出張講座、NPO法人設立支援、各種ボランティア調査を行う。 | ○ | | ○ |
| | | ボランティア・市民活動相談→ほっとねっとボラセン | 地域福祉活動、ボランティア・市民活動に関する相談に応じ、専門機関と連携を図りながら解決に向けての支援を行う。 | ○ | | ○ |
| | | ボランティア活動保険普及事業 | ボランティア活動者が安心して活動できるための保険の紹介と加入受付、保険請求事務を行う。 | ○ | | ○ |
| | | ボランティア寄付の普及・管理・運用 | 誕生日ボランティア寄付やふるさとボランティア寄付の普及を図り、各種寄付の受付を行う。また、寄付積立金の運用としてボランティア・市民活動支援事業の企画・実施の検討を行う。 | ○ | | ○ |
| | | ボランティアまつり（仮称）の開催 | ボランティア全体研修会に替わり、市民への啓蒙と併せ、ボランティア活動者らにとっての情報発信の場とネットワークづくりの場としてフェスティバルを実行委員会形式で開催する。 | ○ | | ○ |
| | | ★テーマ型ボランティア講座の開催 | 新規ボランティア活動者発掘と新たな活動先の開拓を目的に、オムニバス形式のボランティア講座を開講し、ボランティア活動に対する理解や新たな活動先の拡大へとつなげる | ○ | | ○ |
| | | ボランティア・チャレンジプログラムの実施 | 若年層にとって魅力的な活動提案の為、氷見高校生、JRC部、市内中学校、福祉施設等と協力し、主に長期休業中のボランティア体験プログラムを企画・実施することで、若年層のボランティア活動者の発掘、育成を行う。また、ボランティアに参加するきっかけづくりとして24時間テレビチャリティー募金の街頭募金を行う。 | ○ | | ○ |
| | | 福祉教育セミナーの開催 | 福祉教育地域指定事業での検討成果の発表と次年度以降の本格実施に向けた情報提供の場としてセミナーを開催する。 | ○ | | ○ |
| | | ★福祉教育推進体制の整備 | 福祉教育の推進を図るため、市内関係機関を対象とした情報交換会や市民向けの福祉教育セミナーを実施する。また、福祉教育をイメージしやすくするために、具体的なプログラムを作成し、関係機関へ周知する。 | ○ | | ○ |
| | | 福祉教育地域指定事業 | 氷見市ならではの地域ぐるみの福祉教育の実施を目指し、関係者との情報交換、互いの意識共有を図る為の検討会を開催し、モデル地域内で実施する。 | ○ | | ○ |
| | | 地域サロン等活動支援事業 | 地域ボランティアによって運営されているサロンの活性化と、住民の身近なたまり場づくりを支援するため、地域のサロンに対してレクリエーション資材を貸し出しする。 | ○ | | ○ |
| | | 遊休品バンクEくすちゃーEかすちゃーの実施 | 一般の市民や企業、福祉事業所等から寄付として受け付けた物資を生活困窮者や災害被災者など、緊急的に支援が必要となった市民に対して、必要最低限の食料品や衣類等生活用品を提供する。また、社会福祉法人などの地域貢献活動としてネットワークを構築する。 | ○ | | ○ |
| | | ボランティア総合センター運営委員会の開催 | 運営委員によるボランティア総合センター事業の分析・評価を行い、市民のニーズを的確に捉えた運営を行うために設置する。 | ○ | | ○ |
| | | 施設ボランティア担当者連絡会の開催 | ボランティアを受け入れる福祉施設や関連施設等の担当者を対象に、情報交換や実際にあった困難事例などを基にした事例検討を行い、受け入れ側のコーディネート能力を高める。 | ○ | | ○ |
| 災害救援ボランティアセンター整備事業（災害ボランティアネットワークの組織化） | 被災時及び災害発生時の多様なニーズに合わせて、被災住民とボランティアを支援する災害救援ボランティアセンターが機能するよう、平時から基盤整備として市内関係機関、ボランティアのネットワークを構築し、災害救援ボランティアセンターの設置方法について検討すると共に、機材整備、運営マニュアルの見直しを行う。また、災害時の動きを想定した研修ツールを開発し、行政や市内関係機関、ボランティアのネットワークの構築を目指す。 | ○ | | ○ | | |
| 子ども支援課 | 乳幼児・児童福祉 | 児童館の運営（指定管理者制度） | 遊びや行事を通して、児童の健全な育成と豊かな情操を養う。また、氷見市の児童健全育成活動の拠点となるよう地域社会及び児童福祉関係機関等との連携に努める。 | | ○ | |
| | | 地域子育て活動支援事業 | 地域における子育て支援環境の向上のため、地域の拠点に出向き、遊びの提供をしたり、運営上の相談に応じたりする等の支援を行う。 | ○ | | |
| | | ファミリー・サポート・センター事業 | 保護者の緊急時、乳幼児の一時預かりをこども館きらら・育児NVA-宅・利用者宅で行う。また、地域での子育て支援を行い、児童福祉の向上を図る。 | ○ | | ○ |
| | | 事業所内保育所の運営 | 事業所の従業者や一般就業者の仕事と子育ての両立支援をすると共に働きやすい環境整備の一環として乳幼児保育を行う。 | | ○ | |
| | | 乳幼児・子育て悩み相談→ほっとねっときらら | 乳幼児を持つ親を対象に、家庭、地域における生活上の悩みごとの相談に応じ、専門機関との連携を図りながら解決に向けての支援を行う。 | ○ | | |
| | | 学童保育サービス（放課後児童健全育成事業） | 日中家に保育する者がいない小学生を対象にした児童の預かりを行う。 | | ○ | |
| | | 子ども・子育て悩み相談→ほっとねっと児童館 | 子どもや子育て中の親を対象に、学校・家庭・地域における生活上の悩みごとの相談に応じ、専門機関との連携を図りながら解決に向けての支援を行う。 | ○ | | |
| | | 子育て支援スタッフ育成・発掘事業 | 子どもの健全育成のために地域ぐるみで子育てをする環境づくりを進めるため、子育て支援現任者のほか、子育てに関心のある者等を対象とした研修を実施することによって、子育て支援ボランティアを発掘・育成し、地域における多様な子育て支援の充実を図る。 | | ○ | |
| 学習・生活支援事業 | 生活困窮世帯及び生活保護受給世帯等の小学生から高校生を対象に、生活する力の習得や学習意欲の向上を目的とした居場所を設け、貧困の連鎖を防ぐ。（生活困窮者自立支援制度内任意事業）*ふくし相談サポートセンターと連携して実施 | | | ○ | | |

| 担当 | 分野 | 事業名 | 事業概要 | 財源 | | |
|-----------------|----------------------------|---|---|---|----|----|
| | | | | 自主 | 受託 | 補助 |
| 高齢者支援課 | 高齢者福祉サービス | 老人介護ホーム寿養荘の運営・管理(指定管理者制度) | 高齢者等に介護の場を提供し、高齢者等の心身の健康の保持を図る。 | | ○ | |
| | | 高齢者グループリビングの運営 | 自宅での生活が困難な低所得の一人暮らしや高齢者世帯の方を入所対象とし、スタッフの見守りと共同生活によって安心して生活が送れるようにする。 | ○ | | ○ |
| | | ほっとヘルプサービス事業(制度対象外のホームヘルプサービス) | 公的サービスでは自立が困難な場合、家族に代わってホームヘルプサービスを有料で行う。 | ○ | | |
| | | 日常生活用具貸出サービス(介護保険対象外) | 介護保険適用外の高齢者や障害者等に必要な福祉用具を貸し出す(特殊寝台【電動・手動】、車いす、床ずれ防止用具) | ○ | | |
| | 介護保険事業 | 総合事業・居宅介護支援事業 | 要支援や要介護認定者の居宅サービス計画の策定及び連絡調整を行う。 | ○ | | |
| | | 総合事業・訪問介護事業 | 要支援や要介護認定者にホームヘルプが自宅を訪問し、日常生活の世話をを行う。また、寝たきりや車椅子利用の方が安心して通院できるように送迎サービスを行う。 | ○ | | |
| | | 介護予防・訪問入浴介護事業 | 自宅で入浴が困難な要介護認定者に、入浴車が家庭に向き、特殊浴槽において入浴の介助を行う。 | ○ | | |
| | | 総合事業・地域密着型通所介護事業 | 要支援や要介護認定者に介護予防、自立支援などの目的を持って、送迎、健康チェック、入浴、食事、リハビリなどのサービスを施設にて提供する。 | ○ | | |
| | | 介護予防・福祉用具貸与事業 | 要支援や要介護認定者に福祉用具(特殊寝台、特殊寝台付属品、車いす、車いす付属品、床ずれ防止用具等12種類)の貸し出しを行う。 | ○ | | |
| | 障害者支援課 | 障害児・者福祉サービス | 障害者一般相談支援事業→ほっとねっと我家 | 専門の相談員が身体、知的、精神障害児(者)やその家族の相談に応じ情報提供をしたり、問題解決のための調整を行う。 | | ○ |
| 障害者相談支援事業 | | | 在宅の障害者の生活全般にわたるサービス等利用計画を作成し、より自立をした在宅生活ができるよう支援する。 | ○ | | |
| 指定障害児相談支援事業 | | | 在宅の障害児の生活全般にわたるサービス等利用計画を作成し、より自立をした在宅生活ができるよう支援する。 | ○ | | |
| 共生型障害者デイサービス | | | 在宅の身体障害者が、生きがいを持って自立と社会参加ができるように通所による、生活指導、健康チェック、入浴、リハビリなどのサービスを行う。 | ○ | | |
| 共生型障害児デイサービス | | | 障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行い、障害児の主体性や社会性を育成する。 | ○ | | |
| 障害(児)者等通所入浴サービス | | | 心身の障害や環境の障害のため、デイサービスや訪問入浴サービスの利用が困難な場合に、施設への送迎を行い、専用の浴槽を利用し入浴の機会を確保する。 | ○ | | |
| 障害者訪問入浴サービス | | | 障害児者などに対して、特殊浴槽を利用し自宅での入浴の機会を提供すると共に、介護者の介護負担の軽減を図る。 | ○ | | |
| 障害者ホームヘルプサービス | | | 常時介護を必要とする在宅の身体障害者に身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護を行い、障害者の自立支援及び家族の介護負担の軽減を図る。 | ○ | | |
| ふくし相談サポートセンター | 生活困窮者自立相談支援事業 | 経済的困窮者や複合的な課題を持つ世帯を対象とし、相談支援業務を担当し、従来の福祉分野を超えた多職種で支援するためのマネジメント及び就労に向けた環境整備等を行う。 | | ○ | | |
| | 家計改善支援事業 | 収入(賃金や公的年金等)と支出のバランスが崩れることによって様々な生活課題を抱えている生活困窮世帯等を対象に、家計状況を整理するなど、収入と支出のバランスが保たれるよう支援を行い、関係する生活課題の解決を図る。*生活困窮者自立支援制度内任意事業 | | ○ | | |
| | 学習・生活支援事業 | 再掲(こども支援課と協働で実施) | | ○ | | |
| | 生活困窮者等緊急生活支援事業 | 生活困窮者や緊急的な支援が必要な世帯を対象とし、必要最低限の食料品や衣類等生活用品の提供、住まいの応急的な補修・環境整備に要する資材の提供等、衣食住に対する支援を行う。 | ○ | | | |
| | 基幹相談支援事業 | 障害児・者に対応する相談支援事業所が抱える困難ケースへのアドバイス及び介入をはじめ、人材育成・各機関とのネットワークづくりや市民の障害に対する理解促進及び当事者の権利擁護体制の構築等の環境整備を行う。 | | ○ | | |
| | 地域セーフティネット活性化事業 | 虐待、サービス拒否(支援拒否)等、社会的孤立に陥る可能性のある市民を早期に発見し、適切な支援を行うためのセーフティネットを構築することを目的とし、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置、各種研修、先進地視察の実施を通じて、「ささえあい ふれあい 絆が深まる福祉社会」(第3次地域福祉計画 福祉社会像)の実現を目指す。 | | ○ | | |
| | 地域福祉活動サポーター(見守り・相談力向上研修)事業 | 氷見市が目指すセーフティネットの構築に関連し、①地域住民からの相談対応に応じる担い手となる人材育成(特に相談に対応できる能力や地域内の困りごとを発見できる能力習得)。②地区内での相談を受け付ける場づくりや、相談を地区内関係者間での共有方法と地区内での支援につなぐ仕組みづくり、コミュニティソーシャルワーカーなどへつないでいく仕組みづくりをモデル地区を指定し構築を目指す。 | | ○ | | |
| | 生活支援コーディネーター設置事業 | 生活支援コーディネーターを1名配置し、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う。 | | ○ | | |
| プロジェクト | 災害・リスクマネジメントPT | 災害時の行動計画の策定や運営体制の確認など、大規模災害にも対応できる体制づくりを目指す。また、法令順守と苦情の共有などを通しリスクの抽出を行い、リスクマネジメントの習慣を身に付ける。 | | ○ | | |
| | 人材育成PT | 総合相談支援システムの一層の充実と組織としての機能向上を目指し、市社協事業の全体像を意識した人材育成を行う。 | | ○ | | |
| 部会 | 職員のエリア担当制の実施 | 職員でチームを作り、それぞれ担当地域へ入り込み、地域住民と共に生活ニーズの把握・解決のための支援を行う。 | | ○ | | |
| | 広報「氷見の福祉」の発行・充実 | 地域福祉の最新情報など市民が求めている情報の提供を行う。(全戸配布) | | ○ | | |